

「決して他人事じゃない」 10月号 ～「こころの扉」を少し開いてみませんか～

子どもの基本的人権を保障するために定められた子どもの権利条約には「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」といった4つの権利が示されています。昨今、親の身勝手な行動により子どもの大切な人権が奪われてしまっている現実をよく耳にします。7月には、神奈川県で車内に残された幼児2人が熱中症の疑いで死亡しました。このような報道を見るたびに心が痛くなります。

厚生労働省によると、児童相談所の虐待対応件数は年々増え続け、令和2年度は全国で20万件を超えて、過去最多を更新したそうです。虐待の内容別にみると、最多は暴言を吐いたり、子どもの目の前で家族に暴力を振るったりする心理的虐待で12万1,325件（59.2%）に上っています。

また、殴るなどの暴行を加える身体的虐待や子どもの面倒を見ないネグレクトなどもあります（円グラフ参照）。その中でもネグレクトは、過去12年間の事例を検証した結果、ネグレクトにより死亡した年齢は0歳の割合が58.7%と高くなっているそうです。

児童虐待は、保護者の貧困や慣れない育児、親自身が過去に受けた虐待の経験、地域社会からの孤立や人的支援の希薄など、さまざまな原因が考えられます。ある専門家は、子育て世帯を孤立させない取り組みを積極的に進める必要があると指摘しています。関係機関による取り組みはもちろんのことですが、私たちにできることは、子どもたちを取り巻く問題に見て見ぬふりをせず、地域全体で子どもを見守り、育てていくことではないでしょうか。

子どもたちの人権が守られる社会にするためにも、日ごろからお互いに関心を寄せ、あいさつや声かけができる関係づくりを心がけたいものです。

児相虐待対応件数（令和2年度）

